

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公表番号】特表2001-511216(P2001-511216A)

【公表日】平成13年8月7日(2001.8.7)

【出願番号】特願平10-535717

【国際特許分類第7版】

C 0 9 K 3/10

C 0 3 C 27/04

C 0 8 G 18/24

C 0 9 J 175/04

【F I】

C 0 9 K 3/10 D

C 0 3 C 27/04 D

C 0 8 G 18/24

C 0 9 J 175/04

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月17日(2004.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年12月17日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第535717号

2. 補正をする者

名称 エセックス スペシャルティー プロダクツ インコーポレイテッド

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石田 敬 

4. 補正対象書類名

明細書及び請求の範囲

5. 補正対象項目名

明細書及び請求の範囲

6. 補正の内容

- a) i) 明細書第16頁第4行目（表I）及び第17頁第2行目（表II）に「重量%」とあるのを『重量部』と補正します。
- ii) 明細書第2頁第7行目、第3頁第11行目に「平均分子量」とあるのを『重量平均分子量』と補正します。
- iii) 明細書第1頁第7行目、第2頁第2行目、第24行目、第25行目、第25～26行目、第27行目、第29行目、第3頁第2行目に「支持体」とあるのを『基材



』と補正します。

iv) 明細書第2頁下から3行目の「…含む方法である。」なる記載の後に
『以下において、用語「基材」を「支持体」とも呼ぶこととする。』なる記載を
追加します。

b) 請求の範囲を別紙のとおり補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲	1通
-------	----

請求の範囲

1. シーラント組成物において、(1) イソシアネート官能価が少なくとも 2.0 で重量平均分子量が少なくとも 2,000 のウレタンプレポリマー；及び(2) 触媒として作用する量の第三級アミンの活性水素を実質的に含まないグリコール酸塩及び有機金属化合物を含む、シーラント組成物。
2. (A) シラン、(B) イソシアネート反応性シランとポリイソシアネートの付加化合物、または、(C) (1) (a) イソシアネート反応性シランまたは(b) イソシアネート反応性シランとポリイソシアネートとの付加化合物と(2) (a) ポリイソシアネート及び活性水素含有化合物または(b) 遊離イソシアネート部分を有するポリウレタンプレポリマーとの反応生成物であって、平均して1分子あたり少なくとも1つのシラン基及び少なくとも1つのイソシアネート基を有する反応生成物をさらに含む、請求の範囲第1項記載のシーラント組成物。
3. ガラスと別の基材と間に請求の範囲第1項または第2項記載のシーラント組成物が配置されるように前記ガラス及び前記基材を前記シーラント組成物を接触させ、その後、前記シーラント組成物を硬化させて前記ガラスを前記基材に結合させる、ガラスを基材に結合させる方法。